

横浜事件 再審裁判を 支援する会



▲9月7日の東京高裁での記者会見（関千枝子さん提供）

最高裁へ特別抗告

「逃げ」に終始した高裁「決定」

「裁判を受ける権利」侵害を理由に

No.37

1998.10.20

〔事務局〕

〒101-0064
東京都千代田区
猿楽町1-4-8
松村ビル402
☎03-3291-8066
(Fax 兼用)

私たちの第二次再審請求に対する
横浜地裁の却下決定（九六年七月）

につき、東京高裁へ即時抗告をおこ
ないましたが、高裁は本年八月三一
日、却下決定をおこないました。横
浜地裁にくらべもってまわった言い
まわしをしています。 「疑わしき
はすべて被告人の不利に」といわ
んばかりの乱暴な「論理」は、地裁

特別抗告申立て補充書

弁護人 大川 隆 司

決定と変わりがありません。このよ
うな「却下理由」では、国民の裁判
を受ける権利（憲法第三二条）は、
完全に否定されてしまいました。
申立人（小野新一さん、斎藤信子
さん）、弁護団、支援する会は緊急
会議をひらき、九月七日、最高裁へ
特別抗告をおこないました。

つぎに「特別抗告申立て補充書」ほ
かを掲載しますが、高裁がどんな「論
理」論法を展開しているかを知って
いただくため、全文を収録しました。
こんな暴論を通用させる日本の裁
判所に対し、国民的批判をひろめ、
再審を実現させましょう。（事務局）

請求人（亡小野康人の長女）

小野 信 子

同（亡小野康人の二男）

小野 新 一

右請求人らにかかる東京高等裁判
所平成八年（く）第一八六号即時抗

●「支援する会」も二三年目に入ります。

引き続き会員更新（年会費二千元）をお願いいたします！

告事件（原決定・横浜地方裁判所平
成六年（た）第一号再審請求事件）
について、平成一〇年八月三十一日付
で同裁判所がした抗告棄却決定に対
し、請求人らの弁護人たる目下部長
作、山本一郎、山本祐子、大川隆司
および小沢弘子は、本日付で御庁に
対し特別抗告の申立てを行ったが、
右抗告の趣旨につき、左記のとおり
補充する。

（次頁ヘツック）

原判決には以下のとおり憲法解釈の誤りがある。

一、被告人小野康人の確定判決に記載された犯罪事実の第一は、細川嘉六執筆の「世界史の動向と日本」と題する「共産主義的啓蒙論文」（以下「細川論文」という）を、雑誌『改造』の編集者として同誌に掲載せしめた、ということである。

従って、原確定審裁判所が右「細川論文」を証拠として取調べないまま、右論文が治安維持法の禁止する「共産主義的啓蒙論文」に該当する旨の被告人や関係者の自白のみを根拠として有罪の宣告をしたとすれば、再審請求との関係では細川論文は新たな証拠であり、右論文の客観的内容が「共産主義的啓蒙論文」とは到底言えないことが明らかであるから、裁判所は再審の門を開いて、右論文を審査した上で、あらためて被告人に対する無罪を宣告すべきである——請求人の主張の骨子は右のとおりである。

二、原決定は、「もし、原確定審裁判所が細川論文を証拠として取り調べたのであれば、何故その論文を有罪判決中の証拠欄に掲げなか

ったのか：大きな疑問が残ることは否定できない」（九頁）。

「有罪確定がされた事実だけに ついていえば、その全体について予審終結決定中の該当部分を筆写したのとほとんど変わらない：から、有罪認定がされた犯罪事実の記載中に細川論文の押収番号と改造誌の当該号の頁数が正確に特定・揭示されているからといって、これを原確定審裁判所が同論文を現実に取り調べたことの認定根拠とすることに十分な理由がある」とまでは思えない」（一〇頁一頁）。

「以上によれば、原確定裁判所が細川論文を自ら取り調べたか否かは、これらの資料だけからはいずれとも判然としないとみるのが相当である」（一一頁）、として請求人らの指摘に耳を傾けるかのよ様な姿勢を示しながら、結局つぎのような全くの推測に基づいて、細川論文の新規性を否定した。

三、原決定の核心的部分は、「細川論文は、公刊雑誌である『改造』に掲載され、論文の存在及び内容は関係者には周知されていたはずで、同論文の文章自体については争いはなく、裁判上の重

点は専らその意味・評価にあった」旨の想定（二四頁一五頁）にある。

右想定を前提として、「原確定判決の証拠欄に掲げられている証拠中においては、細川論文の中核的部分を取り上げ、これをめぐる意味・評価を標的とした尋問が行われ、その結果が記載されていたはずで、そうであればこそ、この論文の意味・評価については細川論文自体にあたるまでもなく、この尋問調書等によって十分有罪認定ができる」と判断され、そのために原確定審裁判所としてはあえて論文自体を掲げる必要を感じていなかったものと判断される」という推測が展開されている。

四、しかし、捜査当局による尋問が細川論文の「意味・評価」、すなわち右論文が「共産主義的啓蒙論文であることを認める旨の自白」を獲得することを「標的」としてなされたであろうことは容易に推認しうるとしても、裁判所の役割は、しばしば捜査当局の拷問や圧力によって獲得されうるこの種の自白が客観的真相に符合するかどうかを、捜査当局から独立した立場で審理することであった筈であ

る。

この役割を放棄してしまえば、裁判所の存在意義はなくなってしまう。

五、その意味で、「細川論文の存在及び内容が関係者に周知されている」ということと、「その内容を裁判所が客観的に取調べた」ということとの間には雲泥の差がある。原決定が想定するように、原確定審裁判所が、「この論文の意味・評価については細川論文自体にあたるまでもなく、この尋問調書等によって十分有罪認定ができると判断」していたとすれば、そのことこそが細川論文を新証拠として取り調べることを主な目的として再審を開始すべき理由ではないか。

六、原決定は、「疑わしきは被告人の利益に」という、再審制度にも適用されるべき刑事裁判に不変的な法理を忘れ、請求人・被告人に不利な状況を、客観的資料に基づかず、勝手に推測することによって、原確定判決中に細川論文が証拠として掲げられていないという動かし難い事実を、全く反対の結果に導く材料に用いている。

しかも、横浜事件について客観

的資料すなわち一件記録が今日存在しない理由は、裁判所自体がこれを廃棄したと推定される旨が第一次再審請求手続の中で横浜地方裁判所の決定（昭和六三年三月三十一日）の中で指摘されているところである。

七、右のとおり、原決定は、原確定判決の明示的な記載に反しても、細川論文の証拠としての取調べの有無を疑わしい事実とし、かつ疑わしきは被告人の不利に、と解することを前提として、再審の門をことさら閉ざす決定をしたものであって、これは裁判を受ける権利（憲法三二条）を否定するものにほかならない。

以上

追而

本件特別抗告の趣旨については、事案の重大性に鑑み、更に補充すべきものがあるので、その提出期限について、格別の配慮をされるよう本書により上申する。

第二次棄却決定を受けて

齋藤 信子

東京高裁から横浜事件第二次再審請求に対する棄却決定が送付されてきました。内容は法的詭弁に終始し、まず前提に、これは棄却するという司法の意向があり、それを正当

化するこじつけ理論の展開になっていくと感じました。母小野貞が後に引けなくなった第一次棄却の時の怒りと心情が実感として私にも溢き上ってくるのを覚えました。

東京高裁「棄却」決定に思う

小野 新一

裁判所からの「棄却」決定を受け取り、前回の地裁「棄却」より具体的に書いてあるように思えたが、何回か読むうちに、なんら進展のない結果しかなかったかと思う。支援する会の皆様の協力のもと、こんな結果で残念でたまりません。

原告の遺族として、母の信念が通じなかったのではないかと思うと、怒りがこみあげてきました。

戦後五〇年をあらゆる分野で見直す中で、司法関係だけがなかなか手付かずだといわれています。それを解明すると同時に、二度とこんな事が起きぬよう、裁判のあり方をあらためて問う為にもこの再審請求

を、裁判所がぜひ真摯に受けとめてもらいたいものだと思います。

最高裁に抗告いたしました。情勢は非常に厳しいものです。父が『改造』の編集員として弾圧を受けた体験を聞けないのが残念です。今、なぜ横浜事件再審請求を行っているのかという質問を寄せられる方がいます。それに対して僕は左記のように答えようと思います。

戦時下では治安維持法により言論弾圧とフレームアップが実際に行われていたのです。そして今日では国家機密法とか、拘禁二法等のようにかたちをかえて登場する危険性があるからこそ今重大なのだと思いま

すべてに、責任をとらない、反省をしない、この国の姿勢と頑迷な日本の裁判のあり方がダブリ、疑問と不安は大きくなるばかりです。これで諦めては何ひとつ変わらないでしょう。

不当なことひとつひとつに屈しないこと、虚しくても言い続けることは今、とても大切なことだと思います。

今日言論が自由だと思っている方が大半だと思いますが、現実に出版関係では「言論弾圧」とはいかないまでもそれらしき事で苦労されていると聞きます。そんな方々のためにもこの裁判は大切なのだと思えます。

会員の皆様のご支援なくしては、この再審請求はできません。広く訴えて、会員を増やして頂きたい、勝手ながら願う次第です。



乱暴な高裁棄却理由

——国民的批判を広げよう

私たちの第二次横浜事件再審請求における「即時抗告」棄却（一九九八年八月三十一日付、東京高裁）の決定理由は、驚くほど乱暴な論理で、原決定（九六年七月、横浜地裁の却下）および原確定判決（四五年九月一五日の有罪判決）を合理化したもので、その所論は、直接関係者である私たち（申立人、弁護士、支援する会）がとうてい納得しえないものであるばかりか、一般国民に対しても何らの説得力をもちえない強弁に終始しています。

横浜地裁の粗雑な却下理由に、
一応疑問を呈するが……

東京高裁はその却下理由の「三、

細川論文について」でこう言っています。

証拠物として押収されていた細川論文は、予審裁判所から公判裁判所に法律上当然に引き継がれ、現存していたに違いない。現存していた以上、「取り調べることなく判決した」とは考え難く、これを取り調べた上で判決したと考えるのが自然である」とする原決定は、「一応合理的である」。だが、「証拠として有罪判決中の証拠欄に掲げないことにする何らかの理由があったかどうか、その点について大きな疑問が残ることとは否定できない」。

また、「有罪認定がされた犯罪事実の記載中に、細川論文の押収番号

と改造誌の当該号の頁数が正確に特定・掲示されているからといって、

（原決定のように）これを原確定裁判所が同論文を現実に取り調べたことの認定根拠とすることに十分な理由があるとは思えない」（へ）内は引用者）とのべます。

だがその一方で、米軍進駐時に、当の横浜地裁が認めたように（第一次再審）関係書類が焼却処分されたとしても、係属中の事件記録や証拠物まで焼却されたとは考えられないし、一回の即日判決の裁判でも、細川論文を被告人に示して取り調べることは可能であった、とする原決定の判断は、「いずれも十分理由があるところであって、再審請求の主張

に確かな根拠があるとは思えない」と断定します。

さらに、原確定裁判所が、細川論文を一読すれば、同論文を共產主義的啓蒙論文だとする原確定判決のよきな評価がされるはずはない、という請求人側の主張に対し、原決定が「論文内容の評価は裁判所としての判断過程そのものであるから、原確定判決のような事実認定をしても、そのことから細川論文を取り調べずに判断したとはいえない」と述べているのは、合理的で、もつともな判断だといわねばならない」と断定します。

ここでご注意いただきたいのは、東京高裁が横浜地裁の粗雑な論理

(暴論といってよい)と推断に対し、一応、疑問を呈しつつも、結局、みずから合理的な論拠を示すことなく、原決定には「十分な理由」があり、「合理的」で「もつともな」判断を下している、としているところ。本号に全文を掲載している「却下理由」の該当箇所をごらんください。高裁は地裁の暴論に一応疑問を表明しながらも、その口の下で何の合理的説明をすることなく、その結論を肯定するのです。そこはおかしい、しかし、正しい”などの言い方は、日常会話ではありえても、裁判では通用する論理ではありません。

以上のようにのべながらも、東京高裁はなおもう一度、「原確定審裁判所が細川論文を自ら取り調べたか否かは、これらの資料だけからはいずれも判然としないとみるのが相当である。したがって、原決定の判断中、原確定審裁判所は細川論文を取り調べたと推認できるとする部分は、必ずしもそのままは是認できない」と述べ、小野氏と同じ法廷で有罪判決を受けた西沢富夫氏の判決文に、細川論文の押収番号が付記されていない事実にもふれてみせます。

またも展開された乱暴な 論理と強引な論法

疑問をのべてみせつつも、高裁は「しかし、そうだからといって、細川論文が直ちに新証拠と評価できるとはいえない」といって、つぎのような「論理」を展開しています。

①細川論文は公刊雑誌である『改造』に掲載され、論文の存在及び内容は関係者には周知されていたはずで、同論文の文章自体については争いはなく、裁判上の重点は専らその「意味・評価」にあった。②原確定審判決の証拠欄に掲げられた証拠(尋問調書等)中に、細川論文の中核的部分の意味・評価を「標的」とした尋問の結果が記載されていた。③「そうであればこそ、この論文の意味・評価については細川論文自体にあたるまでもなく、この尋問調書等によって十分有罪認定ができる」と判断され、そのために原確定審裁判所としてはあえて論文自体を掲げる必要を感じていなかったものと判断される。

要するに細川論文の意味・評価は尋問調書で自明であったから、あえて証拠欄に掲げなかったのだ、というのです。しかし、自明であったのは、尋問調書の中だけのことにすぎません。特高・検察・予審判事が細川論文を共産主義的啓蒙論文だと断定したからといって、公判裁判所が肝心の証拠たるべき論文の審理もせずにその断定を是認していいわけはありません。

捜査当局の尋問が、細川論文の意味・評価、すなわち同論文が共産主義的啓蒙論文であるとの自白を獲得することを「標的」としてなされたであろうことは容易に推認できます。が、裁判所の役割は、しばしば捜査当局の拷問や圧力によって獲得されるこの種の自白が、客観的真相に符合するかどうかを、捜査当局から独立した立場で審理することであつたはず。この役割を放棄してしまえば、裁判所の存在意義はなくなってしまいます。

高裁が今回想定したように、原確定裁判所が、細川論文の意味・評価については、同論文自体にあたるまでもなく、尋問調書等によって十分有罪認定ができると判断したのだ、とすれば、そのことこそが細川論文を新証拠として取り調べることを主な目的として再審を開始すべき理由となるではありませんか。

すでに私たちがたびたび指摘してきたように、判決文の上からも、原確定審法廷の実態からも、法廷で細川論文の審理がされたと考えられる根拠は何一つ見出せません。特高・検察の尋問調書を鵜呑みにした予審最終決定を、さらに鵜呑みにした判決であったことは明らかです(予審最終決定書と判決文は、「泊会議」の項を除き、全くの同文。当日の法廷は、被告六名に対し、起訴状朗読から、論告、弁論、判決を一日で片づけた)。高裁の「論理」は驚くべき強弁といわねばなりません。

「疑わしきは国の利益に、被告人の不利益に……」

以上のように高裁決定の最大の問題点は、原判決の疑わしい点、原決定の疑わしい点のすべてについて、みずから追究・解明することなく、勝手な推測にもとづいて肯定していることです。「疑わしきは被告人の利益に」という裁判の鉄則とは全く逆に、「疑わしきはすべて国側(警察・検察・裁判所)の利益に、被告人の不利益に」という姿勢をとっていることです。これでは、国民の裁判を受ける権利(憲法第三二条)を否定するものにほかなりません。私たちが最高裁へ特別抗告するゆえん

です。

判決文の文面だけからでも「事実誤認」は認定できる

周知のように、第一次再審請求は一件記録の不存在のため審理のしようがないという、理由にならぬ理由で却下されました。国側による証拠湮滅（国家犯罪の証拠焼却という新たな国家犯罪とその責任）という重大問題がありますが、それはさておき、審理記録がなくても、現存する判決文の文面からだけでも、原確定判決の「事実誤認」は認定できます。

小野氏の犯罪事実として、「(一)昭和十七年七月中旬頃開催セラレタル雑誌『改造』ノ編輯会議ニ於テ、相川博が細川論文の連続掲載発表を提唱するや、被告人（小野康人）は、「該論文が共産主義的啓蒙論文ナルコトヲ知悉シナカラ之ヲ支持シ……」とのべています。これは明白な事実誤認というべきです。

細川論文の前半部分が掲載されたのは『改造』昭和十七年八月号です。月刊誌の発売が、当該号の前月になされるのが、当時から現在まで出版界の慣例です。当時、『改造』と『中央公論』は前月一九日に発売

されていきました（黒田秀俊『横浜事件』学芸書林）。公判部分掲載の九月号は、同年八月一九日に発売されたとの記述もあります（木村亨『横浜事件の真相』笠原書店）。したがって八月号発売は、七月一九日前後と推定されます（定期刊行物の慣例）。

雑誌が発売にいたるまでには、通常、編集会議での企画決定↓執筆依頼↓原稿入手↓原稿整理↓印刷所へ出稿↓校正↓校了↓印刷↓製本↓配本という過程をたどります。戦前、戦中においては、これに検閲の過程が加わります。七月中旬の編集会議で掲載を決定し、同月一九日に書店発売を実現することは、時間物理的に全く不可能です。企画決定↓執筆依頼という経過をへず、すでに完成された原稿が編集会議にもちこまれたのだとしても、時間的計算は全く成り立ちません。

現に七月初めに大日本印刷出張校正室で原稿整理をした、という回想があります（青山憲三『鉞治』『横浜事件』希林書房）。判決文どおりに事態が進行したのだとすれば、校了後、あるいは印刷中に編集会議がおこなわれたという珍妙な経過になってしまいます。

同じことは、小野氏と同じ法廷でおこなわれた西沢富夫氏の有罪判決についても言えます。すなわち「昭和十七年七月十日頃」、満鉄東京支社地下食堂で、西沢は細川ほかと合し、細川論文を『改造』八月号及び九月号に「連続掲載発表スルコトニ付協議シタル結果」、相川博や小野康人らに「検閲ニ抵触セサル様慎重考慮シテ発表セシムルコトニ決定シ」、「該決定ニ基キ」、相川、小野らが大森編集長らと「尽力シテ該論文ヲ予定ノ如ク発表シ、一般大衆ノ

閲読ニ供シテ共産主義的啓蒙ニ努メ」た、としています。七月一日日に協議をおこない、中旬に編集会議をへ、一九日発売を実現することは、これまた時間物理的に不可能であって、可能なのは紙の上だけです。さらに指摘すれば、この時期、大森編集長は中国出張で不在、若槻繁氏が代行していました。

こうした虚構がつくり上げられたのは、予審終結決定で、犯罪事実の第一に「泊会議」≡党再建準備会議結成（昭和十七年七月五日）を掲げたことに起因しているのでしょうか。周知のように、当時の特高は泊町での慰労宴を党再建会議としてでっち上げることを眼目にしていました。

そこで泊会議（七・五）↓満鉄支社地下食堂での協議（七・一〇）↓『改造』編集会議（七月中旬）という虚構の図式を描きました。しかし、泊会議はその度はずれの虚構性によって、さすがに敗戦後の判決からは削除せざるを得なくなり、そこで協議↓編集会議という虚構のみが残ったというのが真相でしょう。

特高・検察によってつくられた虚構を、裁判所がそのまま採用したことは、裁判所による事実誤認です。このような事実誤認が明白な判決文を前にしながら、なおも再審の必要なしと断定する今日の裁判所の決定は、五三年前の裁判と同じ事実誤認の愚を重ねているといわねばなりません。

現代史家の共通認識、社会常識に背をそむける裁判所

横浜事件が、当時の特高の残虐きわまる拷問によってフレイム・アップされた事件であることを疑う現代史家は、今日ほとんど存在しないでしょう。横浜事件≡空中楼阁は現代史家、歴史学者の定説、共通認識となつています。そうした定説・共通認識を前提とすれば、事件に対する有罪判決の不当性を、裁判所として

まず疑ってかかるのが社会常識、良識的態度だといふべきです。

ところが第一次再審請求以来、当該裁判所がとりつづけた姿勢は、特高のでつち上げを鵜呑みにした当時の裁判所の判断を、何とか合理化し、肯定しようとするものでした。そこには原判決の不当性を疑ってみるという姿勢は、かけらも見当りません。すでに指摘したように、高裁が、審理の眼目は細川論文の意味・評価にあったというのであれば、高裁みずから細川論文の意味・評価を考察し、その考察結果と原判決あるいは原決定と照合した上で立論すべきです。主体的考察をヌキにしてあれこれの推論を並べ立てるのは、無責任というものです。

細川論文の意味・評価に関する学問的考察として、請求人側は現代史研究の権威、荒井新一、今井清一両教授の「鑑定書」を提出しました。ともに同論文が当時の日本の民族政策（その誤ちは、今日の歴史学者の共通認識となっている）に対する批判の大論文であることは指摘しつつも、特高・検察がきめつけ、さらには裁判所が追認したような共産主義的啓蒙論文でなかったことを明確に論証しています。

しかし横浜地裁も東京高裁も「鑑定書」について、一言半句もふれていません。一言でもふれば、同論文の意味・評価についてみずからの判断をのべざるを得なくなるからでしょう。読まなかった、あるいは読んでふれる必要はなかったと判断したのであれば、そのことについて、一言でも説明すべきです。学問・研究の到達点、さらには社会常識にあえて背をむける不誠実といわねばなりません。

判決の不誠実さは、ここにも

こうした不誠実さは、犯罪事実(二)の細川夫人へのカンパにも現われています。そもそも、小野氏が細川夫人に二〇〇円のカンパをおこなったのは、共産党およびコミンテルンを支持するためだから有罪だというのは、医者が患者を共産主義者だと知りつつ治療すれば、それは共産党及びコミンテルンを支持する行為だといふのに等しい暴論です。こうした暴論は、当時としても必ずしも一般的に通用したわけではありません。そのうえ、二〇〇円の小野のカンパには共産党支持の目的が認定されたから有罪、一〇〇〇円の風見のカンパにはその目的がなかったから不起訴

ということもあり得た、というのなら、それなりの判断理由が示されてしかるべきですが、原決定にも高裁決定にも、説得的理由は一切のべられていません。

こうした不誠実、無責任な態度を示されては、日本の裁判所の存在意義に、国民的不信を招くことになるでしょう。

国民的批判をひろげよう

再審請求を決意したのは、「夫の名誉回復とか、そういう個人的理由ではありません。裁判所が侵した人権蹂躪が許せないからです」とは、故・小野貞さんの言葉です（当時八五歳。第二次申し立ての記者会見で）。貞さんはまた第一次申し立てのとき（八六・七・三）、間違ったことは何年たつても正されねばなりませんから」とのべました。

横浜事件再審請求は、まぎれもない国家犯罪に対し、その責任を問う、フレーム・アップを追認して被害者に有罪を宣告した司法責任を明らかにし、正される運動です。

しかし、第一次申し立て以来今日まで、当該裁判所が示したのは、過去の国家犯罪、その歴史責任、司法責任に直面することを、ひたすら回

避しようとする態度でした。朝鮮人・中国人強制連行・強制労働問題、南京大虐殺、七三一部隊をはじめとするアジア各地での虐殺事件：過去の戦争犯罪、国家責任をいまだに正視しようとせず、むしろアイマイ化をはかろうとする今日の権力者側と同じ姿勢です。

ドイツでは「過去の克服」というスローガンのもと、一九六〇年代以降現在まで、ナチ犯罪による補償がすすめられたことはよく知られているが、ナチ時代の裁判の責任の追及もまたなされてきました。ドイツではできて、日本ではできない理由がありませんか。

過去に眼をとぎすことを強いるものは、現在及び未来に眼をとぎすことを強いるものです。日本の裁判所が過去を正視し、その克服につとめるよう、国民的批判をひろげていくにはありませんか。日本の未来のために。

（橋本進・横浜事件再審裁判を支援する会事務局）

〔資料〕

横浜事件第二次再審請求に対する
東京高裁の即時抗告「棄却」決定

——その「主文」と「理由」の全文——

平成八年(一)第一八六号

決定

本籍 東京都渋谷区鶯谷町二七番

地

有罪の言渡しを受けた者

亡 小野康人

明治四一年五月七日生

住居 東京都江東区南砂二丁目三

番一号六一〇号室

請求人(長女) 小野信子

住居 東京都八王子市松木九番地

の五 四号

請求人(二男) 小野新一

右亡小野康人にかかる治安維持法

違反被告事件の有罪確定判決に対す

る再審請求事件につき、平成八年七

月三〇日横浜地方裁判所がした再審

請求棄却決定に対し、弁護人から即

時抗告の申立てがあつたので、当裁

判所は、検察官の意見を聴いた上、

次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

一 本件抗告の趣意は、弁護人日

下部長作、同山本一郎、同山本祐

子、同三野研太郎、同大川隆司及び

同小沢弘子連名作成名義の即時抗告

申立書及び同理由書に記載されたと

おりであるから、これらを引用す

る。

論旨は、要するに、原決定は、本

件再審請求を棄却する理由として、

①原確定審は雑誌「改造」昭和一七

年八月号及び九月号掲載の細川嘉六

執筆の「世界史の動向と日本」と題

する論文(以下「細川論文」とい

う。)を証拠として取り調べた上、

原確定判決をしたと認められるか

ら、細川論文は旧刑訴法四八五条六

号にいう新たな証拠に該当しない、

②内閣書記官長、司法大臣等の経歴

を持つ風見章が亡小野康人と同期

に細川嘉六の家族に対して金銭を拠

出しながら起訴されなかつた事実が

仮にあつたとしても、そのことは亡

小野が細川の家族に対して行つた金

銭拠出行為に治安維持法所定の目的

がなかつたことの根拠に直ちになる

ものではないから、右の事実を証明

するといふ風見章、細川サダ、山浦

貫一(二通)の予審判事に対する証

人尋問調書(細川嘉六、相川博に対

する治安維持法違反被告事件記録中

のもの)は、旧刑訴法四八五条六号

にいう無罪を言い渡すべき明確な証

拠とは認められないと述べている

が、原決定のこの判断は、次の理由

で不当である。すなわち、①の点に

ついては、原確定審裁判所は細川論

文を証拠として取り調べていないことが明らかであるし、②の点については、亡小野は細川の留守宅にわずかに二〇円の金銭を贈ったにすぎないから、この行為は、それがどんな動機からなされたものであっても、治安維持法一条後段、一〇条という国体を変革するとか私有財産制度を否認するという結社の目的遂行のためにする行為とはなり得ない、したがって、細川論文及び右各証人尋問調書はいずれも亡小野について無罪を宣告すべき新たな証拠といえるから、原決定を取り消した上、本件につき再審を開始する旨の裁判を求めるといのである。

二 そこで検討するのには、まず、関係証拠によると次の事実が明らかである。

1 亡小野康人は、昭和二〇年七月二〇日横浜地方裁判所の予審終結決定により同裁判所の公判に付き、同年九月一日同裁判所において治安維持法違反の罪により懲役二年、三年間執行猶予の刑に処せられ、同判決はその頃確定した。

2 原確定審裁判所が認定した罪となるべき事実の要旨は、亡小野は、雑誌「改造」の編集部員であったが、コミンテルン及び日本共産党

が国体を変革し、私有財産制度を否認することを目的とする結社であることを知りながら、その目的達成に寄与したいと企て、

第一 昭和一七年七月中旬ころ開催された右雑誌の編集会議において細川論文の掲載発表が提唱された際、右論文が共産主義的啓蒙論文であることを知りながらこれを支持し、他の編集部員と共にその校正等に尽力して右論文を右雑誌の同年八月号及び九月号に掲載発表させ一般大衆の閲読に供して共産主義的啓蒙に努め、

第二 細川嘉六が細川論文等により治安維持法違反の嫌疑で検挙されるや、同年一〇月二五日程、金二〇円を他人に託して細川の家族の救援に努め、もってコミンテルン及び日本共産党の目的遂行のためにする行為をしたというものであり、同裁判所は、右行為は当時の治安維持法一条後段、一〇条に該当すると判断し、有罪の判決をした。

3 原確定判決の証拠欄には、「被告人ノ当公廷ニ於ケル供述」、「被告人ニ対スル予審第二、三、四回尋問調書ノ記載」、「相川博ニ対スル予審第四回被告人尋問調書謄本ノ記載」、「被告人ニ対スル司法警察官

第一六回尋問調書ノ記添」が挙げられているだけで、細川論文は証拠として挙げられていない。ただし、右判決の犯罪事実欄には、細川論文の摘示として、かこ書きで、「昭和一九年地押第三七号ノ二四ノ八頁乃至二九頁同号ノ二五ノ一六頁乃至四七頁」と記載されている。なお右番号は前記予審終結決定に記載された細川論文の押取番号と同一である。

2 前記のとおり、原確定判決の証拠欄に細川論文は掲げられておらず、また、原確定審記録も現存しないから、原確定審裁判所が細川論文を証拠として取り調べたか否かをこれによって直接的に確かめることはできず、今となつては周辺の証拠から合理的に推認するほかはない。

4 原確定判決原本は横浜地方検察庁に保管されているが、原確定審記録は同検察庁にも保管されておらず、現在のところその存在が確認できない状況にある。

以上の事実が明らかである。

三 細川論文について

1 本件再審請求において細川論文を新証拠であると主張する理由は、原確定判決は証拠欄に細川論文を掲げていないこと、原確定判決はこれを証拠として用いなかったために誤って共産主義的啓蒙論文であると認定したもので、もしこの論文を証拠として取り調べ、その内容を一読しておれば、それが共産主義的啓蒙論文でないことが明らかとなつて、このような事実誤認は生じることなく、被告人は無罪の判断を受けただであろうというのである。

3 この論文が右のとおり現存し

ていたとすると、これが共産主義的啓蒙論文であることは被告人に対する有罪認定の前提となる関係事実であつたから、原確定審裁判所において、押収されている右論文を取り調べることなく判決したとは考え難く、これを取り調べた上で判決をしたと考えるのが自然であるとする原決定の判断は、右の観点からは一応合理的と考えられる。

しかし、もし原確定審裁判所が細川論文を証拠として取り調べたのであれば、何故その論文を有罪判決中の証拠欄に掲げなかったのか、証拠として取り調べておきながら、これを有罪判決中の証拠欄に掲げないことにする何らかの理由があつたかどうか、その点について大きな疑問が残ることは否定できない。

4 そこで、原確定判決の犯罪事実欄に、細川論文の押収番号と改造誌の当該号の頁数が正確に特定・摘示されている事実に着目して、ここに原確定審裁判所が細川論文を直接検討した経過が露呈しているとする見方が生じないではない。しかし、この部分の記載は、被告人に対する予審終結決定記載の事実をそのまま記載したというに近いものようにもみえる。もとより、予審終結決定

においては、最終的に有罪認定がされた犯罪事実の外に、いわゆる「泊会議」の事実が掲げられていたのであるから、判決ではそれを除いたその余の事実についてだけ有罪認定がされた点からすると、有罪とされた事実は予審終結決定の事実と全く同じではないことになる。だから、予審終結決定の事実を引き写しただけではないといえなくはないにしても、有罪認定がされた事実だけについていえば、その全体について予審終結決定中の該当部分を筆写したのとほとんど変わらないことはそのとおりであるから、有罪認定がされた犯罪事実の記載中に、細川論文の押収番号と改造誌の当該号の頁数が正確に特定・摘示されているからといって、これを原確定審裁判所が同論文を現実に取り調べたことの認定根拠とすることに十分な理由があるとは思えない。

5 その他、原決定は、本件再審請求中でされている主張に対して次のとおり判断している。すなわち、被告人に対する原確定判決は、敗戦約一か月後の昭和二〇年九月一日という、まさに米軍進駐を前にした時期に慌ただしくされており、当時横浜事件の関係書類は焼却処分され

たとの主張に対しては、仮に焼却処分の事実があるとしても、現に係属中の事件記録や証拠物まで焼却されたとは考えられないとし、また、原確定審での裁判は一回で、即日判決が言い渡されているから、相当の分量である細川論文を取り調べる時間的余裕はなかつたはずであるとする主張に対しては、被告人に示して取り調べることは十分可能であつたと認められるとして、いずれも排斥している。これらの判断は、いずれも十分理由があるところであつて、再審請求の主張に確かな根拠があるとは思えない。

また、もし原確定審裁判所が細川論文を一読しておれば、原確定判決のような評価がされるはずはないという主張に対して、原決定が、論文内容の評価は裁判所としての判断過程そのものであるから、原確定判決のような事実認定をしたとしても、そのことから細川論文を取り調べずに判断したとはいえないと述べているのは、合理的で、もつとも判断だといわなければならぬ。

6 以上によれば、原確定審裁判所が細川論文を自ら取り調べたか否かは、これらの資料だけからはいづれとも判然としないとみるのが相当

である。したがって、原決定の判断中、原確定審裁判所は細川論文を取り調べたと推認できるとする部分は、必ずしもそのままは是認できない。このことは、原確定審裁判所と同じ構成の裁判体が、原確定判決宣告と同じ日である昭和二〇年九月五日にした治安維持法違反被告事件の判決の中に、犯罪事実として被告人が亡小野らに細川論文を右「改造」八月号及び九月号に発表させた事実を認定しながら、判決文中で細川論文に押収番号を付記していないものがあり（西沢富夫に対する判決）、そこには細川論文を取り調べることなく事実を認定した例があることとみえる。

7 しかし、そうだからといって、細川論文が直ちに新証拠と評価できるとはいえない。すなわち、原確定判決は、有罪認定の証拠として前述の尋問調書等を掲げている。旧刑訴法においては、有罪の言渡しにおける証拠理由の説示にあつては、認定の根拠となつた証拠上の内容は必ずしも具体的に明示する必要はないが、常に必ず判文上いかなる証拠及び証拠のいかなる部分によつていかなる事実を認定したか、少な

くとも判文上記載の事実と相まってその内容を推知しうべき程度に説示し、もって推理判断の由来するところを明確にしなければならぬとされてきたものであり、そのような運用を前提として、ただ原確定判決当時は、戦時刑事特別法による特例として、証拠の標目を掲げれば足りるとされてきたにすぎない(同法二六条)。いわば、判決への記載は、時節柄、証拠の標目を示すだけで足りるとされてはいたが、犯罪事実の實質的な認定・判断に当たっては、いかなる証拠及び証拠のいかなる部分によっていかなる事実を認定したかを實質的に検証する実務慣行が続いており、そのような意味で原確定判決中に前記の各証拠の標目が摘示されている趣旨と理解されるのである。つまり、細川論文は、公刊雑誌である『改造』に掲載され、論文の存在及び内容は関係者には周知されていたはずで、同論文の文章自体については争いはなく、裁判上の重点は専らその意味・評価にあったと考えられたために、原確定判決の証拠欄に掲げられている証拠中においては、細川論文の中核的部分を取り上げ、これをめぐる意味・評価を標的とした尋問が行われ、その結果が記

載されていたはずで、そうであればこそ、この論文の意味・評価については細川論文自体にあたるまでもなく、この尋問調査等によつて十分有罪認定ができると判断され、そのために原確定審裁判所としてはあえて論文自体を掲げる必要を感じていなかったものと判断されるのである。原確定判決が、有罪認定の根拠にした証拠として前述した証拠の標目を掲げた趣旨は、右の点にあったと理解される。このように考えると、本件被告人以外の者に対して有罪認定をした判決の中に、証拠として同論文自体を掲げていない点で本件と同じ扱いをしている例がある理由についても、よく理解・納得することができる。

このように、仮に細川論文自体が証拠として取り調べられていなくても、その要旨は原確定判決が掲げる証拠中に十分あらわれており、それに加えるかたちで同論文の意味・評価についての尋問内容が記載されていたと推認されるのであるから、細川論文の内容はすでに原確定審での証拠調べの対象とされていたということができ、そうすると同論文やその鑑定書等を旧刑訴法四八五条六号にいう新たな証拠と認めることはできな

きないことになる。原決定のその旨の判断は、右の意味では結論において正当と考えられるので、この点に関する論旨は理由がない。

四 風見章らの予審判事に対する各証人尋問調査について

この点に関する原決定の判断、すなわち内閣書記官長、司法大臣等の経歴を持つ風見章が細川嘉六の家族に対して金銭を拠出しながら起訴されなかったという事実があつても、そのことは亡小野がした細川の家族に対する金銭拠出行為に治安維持法所定の目的がなかったことの根拠にはならないから、右の事実を証明するという細川嘉六及び相川博に対する治安維持法違反被告事件についての証人山浦貫一(二通)、同細川サグ及び同風見章の予審判事に対する各証人尋問調査は旧刑訴法四八五条六号にいう無罪を言い渡すべき明確な証拠に該当しないと判断は法律上全く当然のことであつて、そのことに格別の疑問をさしはさむ余地はない。

所論は、亡小野はわずか二〇円のみ金銭を贈つたにすぎないから、右行為は、どんな動機からなされても、国体を変革するとか私有財産制度を否認するという結社の目的遂行のた

めにする行為とはなり得ないと主張する。しかし、右主張はつまるところ、原確定判決の認定した事実関係を前提としてその評価の誤りを主張するものであり、新証拠に基いて事実認定の誤りを主張するものではないから、適法な再審事由にはなり得ない。所論は採用できない。

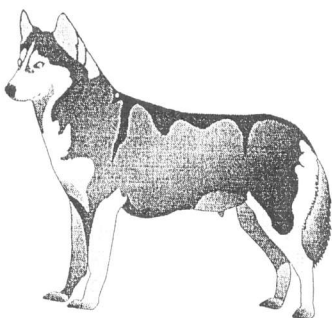
以上の次第であるから、この点についても論旨は理由がない。

よつて、本件再審請求を棄却した原決定は正当であり、本件抗告は理由がないから、旧刑訴法四六六条一項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成一〇年八月三十一日

東京高等裁判所第三刑事部

裁判長裁判官 秋山規雄



みなさまからのおたより

会費・カンパをお寄せくださった折などのみなさまからのメッセージを（お断わりせずに恐縮ですが）ご紹介させていただきます（敬称略）。

◇会報をしつかり読ませていただきます。（山崎義子）

◇東京高裁の棄却決定、納得できません。最高裁への特別抗告を支持します。事務局の皆様、関係者の皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。会報の『プライド』批判記事、同感です。（渡辺義夫）

◇木村亨さんのご冥福をお祈り申し上げます。（天野あぐり）

◇会費遅れてすみません。二年位前から体調を崩してしましましてとうとう半年ほど入院する始末。気にはなっていたのですが、ホツポツ社会復帰の意味をこめて消費税反対の署名集めなどできることからやっています。会費去年の分も未納と思えますのでその分もあわせておさめます。（中村速男）

◇長年にわたり再審についてのご努力感嘆しております。（戸部宗七郎）

◇会費更新を忘れていたのか「会報」No.35以後届きません。忘れてい

たのなら申し訳ありません。二年分の会費をお送り致しましたので何卒宜しくご配慮の程お願い申し上げます。（特別抗告の日に）（久保幸穂）

○会報が遅れたのは事務局の責任です。お詫び申し上げます。

カンパを寄せられた方々

（敬称略）

〔12月〕小野新一（前回漏れ分）
〔8月〕中西篤
〔9月〕伊藤千里 栗田裕康 山崎義子 渡辺義夫 及川達男

事務局より

●大川弁護士の高裁への意見補充書、東京高裁の決定書全文、事務局の批判文を掲載いたしました。第二次再審請求について一人でも多くの方々の声をお聞かせ頂きたく用紙を同封させて頂きました。ご意見・ご感想を一言でも結構です、お寄せ頂ければ幸いです。次号で紹介させて頂きたいと思えます。

●出版労連の機関紙に橋本さんの批判文と小野新一さんのコメントがほぼ一面に掲載されました。また日本ジャーナリスト会議の機関紙も横浜事件に紙面をさいていただきました。

●久しぶりに気賀すみさんと電話でお話をしました。お元氣そうで充実した日々をお過ごしとの事でした。

木村亨さんが亡くなられ田無のお宅を弔問したこと、青山房子さんが骨折されたこと、故小林英三郎さん宅へ夫人を訪ねたことなど長い話になりました。再審請求についての現在の心境を次のように語られています。「第三次再審請求を木村さんや木下さんから何度も誘いを受けましたがお断りしました。会が二つあるなんて良くないと思うんです。私、もう喜寿なのよ、老後はおだやかに暮りたい。兄（和田喜太郎さん）の事は、望みがあるならと思います。駄目そうでやってゆくのが空しい気がして諦めようかとも思うんです。小野貞さんは本当にしっかりした方でした。お嬢さんが頑張っているのは良かったわね。それから亡くなられたご主人の友人である戸部宗七郎さん（会員）のお話など会話がはずみました。

●この一月で支援する会は一三年目に入ります。また更新の月ともないます。どうか更新のほうもよろしくお願ひ申し上げます。

●このたびの高裁決定にはやりきれない思いで一杯です。信子さんが書

かれていますように引けない思いは強いのに、現行法でも闘いようがないという口惜しさ、無力、非力をかみしめています。（金田）

再審請求を思う

◎故木村亨さんに第三次再審請求のお誘いを受けました時、第二次再審請求の発端を思いますとその結論の出来ない内に第三次という気になれませんでしたので辞退する事に致しました。小野貞さんの闘いが、青山の闘いでもあると思っております。この度の高裁の棄却決定にはガツカリしました。せめて最高裁は誠意を見せて欲しいと願っています。青山房子

入会申込・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル302
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066 (Fax兼用)

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 00130-7-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」